

佐倉市地域防災計画修正要旨

1. 修正の背景

平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風等、近年起こった災害の教訓を踏まえるとともに、感染症の拡大防止と併せた災害対応について追記し、国・県による防災基本計画の修正や、防災関係法令の改正などを反映させるため、佐倉市地域防災計画の修正を行いました。

【策定・修正の経過】

- 昭和49年 佐倉市地域防災計画策定
- 平成10年度修正 阪神・淡路大震災の教訓等を反映
- 平成20年度修正 新潟県中越地震等の地震災害や平成16年7月新潟・福島豪雨災害等の大規模な災害の教訓等を反映。地震災害対策編については、千葉県地震被害想定調査結果を受け、地震の被害想定を「元禄地震」を中心とするものから、より被害が甚大とされる「東京湾北部地震」に見直し。
- 平成26年度修正 平成23年3月11日東日本大震災において甚大な被害が発生。佐倉市においても液状化等の地盤被害により、住家等への大きな被害を受けたとともに、帰宅困難者の発生や原発事故を契機とする計画停電等の問題が起こったこと。また、平成25年6月に改正された災害対策基本法を受け見直し。
- 平成30年度修正 県による新たな地震被害想定調査結果や、平成28年4月の熊本地震等の教訓を反映。

2. 主な修正内容

- (1) 避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の検討、実施
避難所の過密状態を防止するために、在宅避難等の周知や、衛生管理及び避難者の健康管理の徹底等、避難所での感染防止措置に努めます。
- (2) 大規模停電への対応
 - 電力供給事業者等との連絡体制を強化いたします。
 - 平常時からの停電対策を市民へ周知するとともに、協定の締結等による電源喪失時の対応を強化いたします。
- (3) 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正を反映
避難情報の提供について、5段階の警戒レベルに応じた、避難等の取るべき行動の情報を発信します。
- (4) 国・県の浸水想定区域公表に伴う市民への情報提供と水害対策
国・県で見直しを行った浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を、市民に対してハザードマップで周知するとともに、災害対策の知識の更なる啓発に努めます。